

補遺2

2018年11月

(株)日本法令

新たな定款認証制度について

公証人法施行規則の一部が改正され、2018年11月30日から、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の方式が変わります。法人の透明性を高め、暴力団員及び国際テロリスト（以下「暴力団員等」という。）による法人の不正使用を抑止することが国内外から求められていることから、法人成立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居及び生年月日と、その者が暴力団員等に該当するか否かを公証人に申告する必要があります。

登記50-A「株式会社設立登記申請・届出様式集」に収録する解説書に下記〈該当箇所〉を追加してお読みいただきご使用いただけますようお願い申し上げます。

<該当箇所>

◎67～69ページ「VI 定款の認証手続」

2018年11月30日～、新たな定款認証が追加されます。

1 改正内容

定款認証を行う際には、法人成立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居、生年月日等と、その者が暴力団員等に該当するか否かを申告する必要があります（申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合には、申告内容等に関して公証人に説明しなければなりません）。

2 実質的支配者

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人（上場企業等及びその子会社は、「自然人」とみなされます）を指します。

実質的支配者の認定は以下の順で決められます。

①議決権の直接保有及び間接保有が50%を超える自然人の存否

該当者があれば、該当者1名が実質的支配者となります。

※ただし、この者が事業経営を実質的に支配する意思又は能力（以下「実質的支配意思等」とい

う。）がないことが明らかな場合には③で判定。

②議決権の直接保有及び間接保有が25%を超える自然人の存否

①の該当者がいない場合、②の該当者があれば該当者全員が実質的支配者となります。

※ただし、このうち実質的支配意思等がないことが明らかな場合は下記③で判定。また、実質的支配意思等のある25%超保有者がいても、他に実質的支配意思等がない議決権50%超保有者がいるときは③で判定。

③出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人の存否

①及び②による実質的支配者が存在しない場合、該当者すべてが実質的支配者となります。

④設立する株式会社の代表権を持つ取締役が実質的支配者

①、②及び③による実質的支配者が存在しない場合です。

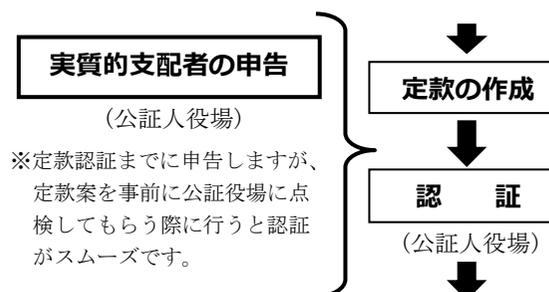
3 申告書

申告書は、日本公証人連合会のホームページで提供する「申告書」の書式、又は公証役場に備え置く同書式の印刷物を利用してください。申告書に所要事項を記入の上、公証人に、メール、ファックス、郵送、又は持参等の方法により、定款認証までに申告します。

日本公証人連合会 http://www.koshonin.gr.jp/business/b07_4#newteikan

申告は、定款認証を依頼するまでに行う必要がありますが、定款案を事前に公証役場に点検してもらう際に行うと認証がスムーズ行われます。

◎12ページ「株式会社設立登記の順序図解」



※本補遺は2018年11月現在の情報に基づいて作成しております。

最新の情報は、弊社ホームページ (<http://www.horei.co.jp/>) の『お知らせ』又は日本公証人連合会ホームページでご確認ください。